

# 一般社団法人山梨県言語聴覚士会

## 個人情報保護規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人山梨県言語聴覚士会（以下「当士会」という）定款第55条に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 入会、変更手続き等を通して取得した会員の個人情報及び個別の相談会等で取得した個人情報を適用範囲とする。

### (利用目的)

第3条 本会に関する資料等送付、催物開催等に関する情報提供、名簿作成、運営及び管理のために利用することを目的とする。

2 個別の相談者の相談事業を行うために利用することを目的とする。

### (個人情報の利用)

第4条 本会はあらかじめ当該者の事前の同意を得た場合を除き、第3条に定めた目的以外に個人情報を利用しない。

2 本会はあらかじめ当該者の事前の同意を得た場合を除き、個人情報を第三者（理事、事務局以外）に提供しない。

3 但し、次に該当する場合は、当該者の事前の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することがある。

(1) 法令の定めに基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要であつて、会員の同意を得ることが困難である場合。

### (個人情報の管理)

第5条 提供された個人情報については、外部への流出防止に努めなければならない。

### (責任)

第6条 個人情報流出に対する、賠償等の責務は追わないものとする。

### (守秘義務)

第7条 役員及び局員、委員は職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

### (改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て総会で報告する。

(附則) 本規程は、平成27年3月1日から施行する。